

平成21年5月9日

## 準備書についての意見書

## 1. 準備書の名称 九頭竜川水系足羽川ダム建設事業の環境影響評価準備書

## 2. 環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見

(意見)

準備書の騒音及び振動について、現在の地域の状況と集落の現況から考えて工事車両による影響がないと結論づけることは間違いである。なぜなら

- (1) 工事関係の小型車を交通量の対象から外しているが、小型車の交通量の増加による影響を無視することは出来ない。予測・評価対象から外すべきではない。
- (2) 交通車両総量の増加は高齢者の多い当地域住民（幼児も居る）の日常生活の上で影響が大きく、殆どが歩道のない狭隘な道路周辺の住民が長期の工事期間中に受けるストレス等についても予測すべきである。
- (3) 現況の騒音が条例違反状態であるから工事車両が違反しても良いという国土交通省の判断は如何なものか、再考すべきである。仮に騒音値が規制の範囲内に収まったとしても普段静かなところで暮らしている当地域住民にとっては耐え難い苦痛になる。これらの事も考慮し住民の立場に立った評価をすべきである。

(理由)

- (1) について。表6. 1. 2-14では工事用車両として小型車を算入していないが、現実にはあらゆる工事関係者をはじめ、調査、管理、指導等、行政関係者の大量の車両の通行が予想される。
- (2) について。通行車両（特に大型車）が狭い道の住宅街を長期間しかも膨大な量が通行することによる威圧感、圧迫感から来る精神的ストレスについて調査、予測がなされていない。
- (3) について。松ヶ谷集落Aの測定地点は前後に坂のある最低部であり、松ヶ谷集落Bは坂を上りきる地点付近でどちらもエンジンをふかす所ではない。松ヶ谷集落の中央部には三叉路がありその前後には坂もカーブもあるので発信・加速が行われ、集落内の騒音は測定値とは比較にならない位大きくなると予想される。

## 環境影響評価準備書に対する意見

1. 準備書の名称  
九頭竜川水系足羽川ダム建設事業の環境影響評価準備書
- 2 環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見  
下記のとおり
- 3 住所・氏名

[Redacted address and name information]

## 記

- 1 環境影響評価準備書4-2（以下「準備書」という）において、事業実施区域内に鉱山跡地は確認していないとされているが、鉱山の試掘計画があったことが判明している。これらの情報も含めて、精度の高い評価書になるように再調査を行い、環境影響評価書を作成していただきたい。

## (理由)

掘削や導水トンネルの設置などの工事に伴って、地中から掘り出された鉱物を含む土砂が盛土として利用されることとなるが、これらに含まれる鉱物は通常カドミウムや亜鉛など有害なものが多く、これらの状況把握が、環境への影響を小さくするうえできわめて重要であるため。

- 2 準備書4-2において、事業実施区域内周辺では、温見断層が文献に記載されていないため、予測・評価の対象としていないが、「国土調査 土地分類基本調査 冠山・横山 昭和63年 福井県」に事業実施区域内に断層が存在する旨記述があることから、事実を確認して環境影響評価書を完成させていただきたい。また、これを踏まえて、工事期間中の安全対策についても万全を期していただきたい。

## (理由)

環境影響評価方法書で提出された意見の事業者の見解として、上記のような記述があるが、事実とは異なるため、正しく記述し、かつそれを踏まえた妥当な環境影響評価が行われる必要があるため。

- 3 準備書において、地下水の水位の影響について、高橋の方法により影響範囲が図示されているが、影響範囲及び事業実施区域のごく近傍に自然湧出する「溪流温泉」（所在地：池田町志津原49-23-17）の泉源が存在するため、この状況をきちんと踏まえた環境影響評価の作成を願いたい。

（理由）

「溪流温泉」は、古くから湧出する天然温泉水（地下水）であり、炭酸ガス含有量も多く、温泉資源としてきわめて重要なものであり、地域における交流活動の資源として、また地元池田町の住民が飲泉等に用いる地下水として、貴重な共有財産となっている。

また、地表に湧出している貴重なものであり、万が一の場合に復元ができないため、経済的価値では換算できないものである。このため、分水施設及び導水トンネル工事に伴う影響がないよう、万全を期す必要があるが、地域住民にとって理解できる形で問題がないということが説明されていないため。

- 4 ダム建設工事に伴う沈砂池の設置について、説明会では日30mmの降雨に耐えるものを用意する旨の話があった。しかしながら、工事が長期にわたるものであること、福井豪雨でも被害があった松ヶ谷集落は、ダム建設工事により開発行為が行われて自然の山林による防災機能が損なわれた状態にさらされるものであることから、洪水調整池などの最大限の防災措置が必要であると考えられる。これらの点についての考え方と対策を環境影響評価書に明記していただきたい。

（理由）

騒音や振動と同じく、災害防止は環境上の大きな論点であり、地元住民の安全確保のためにも適切な配慮が払われるべきであるが、これらについての検討がなされていないため。

以 上

## 環境影響評価「準備書」についての意見書

1. 準備書の名称 九頭竜川水系足羽川ダム建設事業の環境影響評価準備書

2. 環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見

①(意見) 温見断層については、最新の調査技術にもとづく調査をおこない、評価しなおすこと。

(理由) 最近の原子力発電所をめぐる活断層調査でも、かつての「知見」があいついで覆されており、「文献等に記載されていないことから、予測・評価の対象とならない」との見解ではすまされないため。

②(意見) 猛禽類などの「生存に適した生息地保全」が明確にしめされていないのは問題。

(理由) 来年には日本で生物多様性条約第10回締約国会議(CBD・COP10)が開催される。

日本はホスト国として、それにふさわしい行動を世界に示す必要があるが、消極的環境影響評価にとどまっているのは問題ではないか。種の存続に関して重要なのは、生存に適した「生息地」が保全されることであり、積極的な取り組みが求められるため。

③(意見) 大気環境などの影響で、予測時期は「影響が最大となる時期」としている。しかし、工事は長期間つづくのであり、「最大のポイント時期」だけでなく、「期間の評価」が必要。

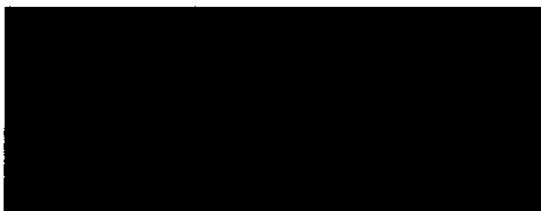
(理由) 「大は小を包括する」との論法だが、1回の大きな音よりも、何日もつづく小さな騒音の方が生態にあたる影響は大きい場合もあるため。

④(意見) これまでのダムと形式が違う「穴あきダム」であり、従来のダムと環境影響評価調査がどう変えられたか、が不明なのは問題。

(理由) 「環境にやさしい」などと言われているが、従来型のダムとの数値比較などをおこない、その立証が必要であるため。

⑤(意見) 旧美山町でのダム計画と池田町での現ダム計画と、それぞれの地点での調査の期間・内容が不明瞭でありわかりやすくすべき。

(理由) 「昭和60年度から約四半世紀にわたって環境影響評価に係る調査」と説明しているが、最初から両地点で調査していたのかが不明確なため。



平成21年5月12日

足羽川ダム建設事業  
環境影響評価準備書に対する意見書

足羽川において水産資源の管理、及び水産動植物の増殖を、足羽川の環境保全のために下記のとおり意見書をまとめたので、今後も漁業者が将来に向け安心して事業ができるような、ダム建設事業の推進を要望いたします。

記

- 1、県内では、日野川はダム建設後にアユ漁は低迷している。土砂を取り除く装置により土砂やヘドロを放出すると5年経過してもアユ漁は回復の目途が立っていない状況である。洪水調整ダムとして洪水後に土砂は貯水池で止まるらしいが、特に大量のヘドロが流れることについて具体的に示されていない。
- 2、日野川では、ダム下流域で土砂を流しきるために、放水量に強弱をつけて対応していると聞いているが、目立った効果がなく、アユ漁に影響している。それほど土砂を下流に流すことは、魚類（特にアユ）の生態には影響があるが、洪水後に下流域の流量を調整するダムとして、土砂の魚への影響の資料が示されていない。
- 3、洪水調整による放水では、長期に川が濁ることが想定される。これまでの洪水では、2日程度で濁りは取れ、回復の早い川として漁をする人に評価されてきた足羽川ですが、その違いについて示してほしい。
- 4、下流域でヘドロが溜まらないような放水量、方法を研究していただきたい。

以上

## 九頭竜川水系足羽川ダム建設事業の環境影響評価準備書についての意見書

2009年5月14日

## 主な論点

A. 水循環、物質循環、生態系に最も影響を与える構造である「常用洪水吐き」、「河床部放流設備」の構造を「検討中」としており(2-6)、「工作物の新設等の事業を行う事業者がその事業の実施に当たりあらかじめ環境影響評価を行う」と定めた環境影響評価法に違反している。この準備書を撤回、破棄し、「常用洪水吐き」、「河床部放流設備」の構造の「検討」が終了し、「実施に当たり」、再度、手続を開始すべきである。

B. これまで行われたダム事業の大半は、環境影響評価法成立前にできたものであり、ダム建設によりどれだけの環境影響が及んだか、またその環境影響による経済的な損失などについては、国民に対して明らかにされているとは言えない。また、足羽川ダムは、先例の乏しい「穴あきダム」となり、その環境影響評価であるため、穴あきダムによる環境影響評価のモデルケースとして、現時点までに確認されたすべての動植物種、土砂移動の状況、海岸線および沿岸域に生息する動植物への影響について、徹底的に事前・事後調査を行い、一つのダム建設によって引き起こされる環境影響の全体像を把握すべきである。

## ●ダム事業に関する情報について

1. ダム事業そのものに関する情報提供が不十分である。
2. この事業は計画の内容および計画地が変更されているはずである。計画変更の内容、変更の理由を明らかにすべきである。
3. 事業の目的とその効果もまったくはっきりしない。どこが洪水対象地域であるか、どの程度の洪水を対象としているのかもまったく書かれていない。

## ●ダム堤体の設計について。

4. 「常用洪水吐き」、「河床部放流設備」とあるが、この両者がどのような機能を持つものなのかがまったく明らかでない上に、「その構造については、検討中である」としている。これでは、水循環、物質循環、生態系に最も影響を与える構造がどのようなものになるのかは分からない。環境影響情報として不十分である。
5. 「常用洪水吐き」、「河床部放流設備」の構造が検討中で、分からないままでは、事業の実施にあたっておこなうとされた環境影響評価法違反である。

6. この準備書を撤回破棄し、「常用洪水吐き」、「河床部放流設備」の構造が設計された段階で、出し直すべきである。
7. 流木よけのスクリーンや、魚類の通り道を想定した魚道の有無など、物質循環に影響をおよぼす事柄の有無がまったく記載されておらず、不十分である。他の穴あきダムでは、流木よけのスクリーンや魚類が設計されている。これではまるで、これらのことを隠そうと、情報を隠蔽していると判断せざるを得ない。

●水質への影響について

8. 水質への影響について、水質、富栄養化、溶存酸素量は、試験湛水時しか、評価項目の対象となっていないことには問題がある。また環境保全措置は実施しないとするが、供用開始後の洪水時にも影響があるはずである。
9. 水質への影響について、水質、富栄養化、溶存酸素量は、工事後、他の川筋から水を持ってくるところを考え合わせても、影響がないわけではない。
10. 水質への影響について、導水をする4つの支流の導水地点から下流部分、ダム下流についても、調査を工事前から工事あとも続行すべきである。
11. 水質への影響予測範囲がダム上流しか示されておらず問題がある。下流にも影響が予測されるはずである。

●地下水位への影響について

12. 水環境（地下水の水位）の予測範囲にダム湖の周辺が含まれていないのは不自然である。含むべきである。湛水試験期間の地下水の水位変化を調査すべきである。地すべりによる被害予防のためにも重要である。
13. 環境配慮事項で、指導、助言を受ける専門家とは誰なのかを明らかにすべきである。影響を予測した専門家とは別の専門家が選定されるべきである。

●動物への影響について

14. 3784種も確認された種がいる中で、100種しか予測対象としないのは、生態系保全の考え方から見て問題である。
15. 水質の悪化により、現在確認されている魚類30種のうち、9種しか予測対象としていないことは問題である。すべてを予測対象とすべきである。
16. ダム建設により魚類にどのような変化が現れるかを確認するために、ダム建設工事中、建設後も調査を行うべきである。
17. 確認されている昆虫類、魚類を捕食すると思われる動物種も工事後も継続的に調査することにより、生態系の破壊の有無を明らかにすべきである。
18. ダム上流にアジメドジョウは生息するのかどうかの情報が不足している。
19. アジメドジョウが日本／世界においてどれだけ希少か、どのような環境で生息できる動物なのかという判断情報が不足している。
20. 準備書にあるように「ダム下流河川の伏流水のある河岸等に濁水の避難場所を整備」しても、アジメドジョウがそこに避難できるかどうかはまったく明らかでない

め、これが環境保全措置として最適なのかどうかの判断が不可能である。

- 2 1. アジメドジョウについては「環境保全措置の効果に係る知見が不十分である」としているのではなおさらである。
- 2 2. クマタカについても、日本／世界においてどれだけ希少か、どのような環境で生息できる動物なのかという判断情報が不足している。

●植物について

- 2 3. 2143種の植物種のうち41種のみ予測対象としているのは不十分である。
- 2 4. 「予測対象とした重要な種41種のうち、9種は、生育地点および生育個体の多くが消失する」とあり、移植などの保全措置を取ることに対し、「環境影響は回避又は低減されている」と自己評価を行っているが、「監視」をするだけでは、保全されるかどうかはまったく不明であり、その根拠はまったく不足している。
- 2 5. 「予測対象とした重要な種41種のうち、9種は、生育地点および生育個体の多くが消失する」とあるが、その9種が日本／世界においてどれだけ希少か、どのような環境で生息できる動物なのかという判断情報が不足している。

●堆砂について

- 2 6. これまでのダム事業から判断すれば、土砂がダム湖に貯まることによる影響が大きく、洪水調整専用であっても、洪水調整機能を果たす際には、土砂がダム湖上流に貯まることはすでに実験等であきらかになっている。ダム建設前の物質循環に大きな影響を与えることになるにもかかわらず、環境影響予測の対象となっていないのは、問題である。
- 2 7. ダム湖内での堆砂は下流の河川環境と共に海岸線にも大きな問題を与えることは相模川など各地の事例で明らかである。海岸線について影響評価予測範囲を広げるべきである。
- 2 8. 生息地たる海岸線に対する影響により、そこに生息する動植物にも影響はあるはずであり、沿岸域に生息する動植物も環境影響予測範囲に入れるべきである。

●事後調査項目に入れるべきもの

- 2 9. これまで行われたダム事業ではその大半は、環境影響評価法成立前にできたものであり、どれだけの環境影響が及んだのかの変化はまったく明確になっていない。また、先行例の乏しい穴あきダムの環境影響評価であるため、穴あきダムのモデルケースとして、確認されたすべての動植物種および堆砂および海岸線および沿岸域に生息する動植物について徹底的に事前・事後調査を行い、ダム事業による環境影響の全体像を把握すべきである。
- 3 0. ダム地点、導水地点、沿岸域にいたる動植物の種の継続的な追跡調査
- 3 1. 水環境（水質、水温、富栄養化、溶存酸素量）は、ダム建設後に変化、悪化するはずであるから影響評価項目として入れ、事後調査はもちろん、比較対照として、ダム工事実施前、工事中にも同様の項目を調査しつつ付けるべきである。



●総合評価について

- 3 2. 総合評価として「事業者の実行可能な範囲でできる限り回避又は低減され、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているものと評価しています」とされているが、上記に述べたように、ダム堤体の構造が明らかでない時点で、何が実行可能かの判断は、まったく憶測に過ぎず、科学的な判断であるとは思えない。
- 3 3. 同様に総合評価として「調査及び予測の結果については、国又は福井県若しくは池田町が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準などとの整合が図られている」としているが、ダム堤体の構造が明らかでない時点で、整合するかどうかは明らかでなく、適正な評価であるという確証はもてない。
- 3 4. 沿岸海域も影響予測範囲にいれるべきだ。
- 3 5. ダムを作らなかった場合に何ができるという代替案も盛り込むべきだった。

補記

準備書を読み込む時間が十分になく、上記は最低限はいつているべきこと、問題だと感じる点を記載させていただいた。できれば意見の期間を延長していただきたい。

以上